

限度額適用認定証の更新等について

「健康保険限度額適用認定証」(以下「限度額認定証」といいます。)は、医療費が高額となった場合、被保険者証とあわせて医療機関等に提示することにより、窓口の支払いを高額療養費の自己負担限度額までに抑えることができます。この限度額認定証の更新等についてお知らせします。

1 限度額認定証の更新を希望される方の申請方法

現在交付している限度額認定証の有効期限は、令和 5 月 8 月 31 日までとなっております。

9 月 1 日以降も利用される場合は、「健康保険限度額適用認定申請書」または「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」に必要事項を記入のうえ、**8 月 10 日(木)必着**で健康保険組合へ申請願います。(8 月 14 日以降に届いた場合は、9 月 1 日までにお手元に届かない場合がございます。)

【申請方法】

令和 5 年度(令和 4 年分所得)の市区町村民税の課税の有無により、申請書が異なります。

- ① 市区町村民税が課税の方 「健康保険限度額適用認定申請書」
 - ・8 月下旬頃に申請書に記載された送付先にお送りします。
 - ・70 歳以上の被保険者本人の方が、現役並み所得(標準報酬月額が 28 万円～79 万円)に該当する場合は、申請が必要です。
 - ・上記以外の 70 歳以上の被保険者及び被扶養者の方は、申請は不要です。
- ② 市区町村民税が非課税の方 「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」
 - ・被保険者本人の非課税証明書(令和 5 年度(令和 4 年分所得))の添付、もしくは申請書に市区町村長からの非課税証明を受けてください。
 - ・令和 5 年 8 月 1 日より適用区分が変更となるため、旧限度額認定証を添えて速やかに申請願います。
 - ・受付次第、随時、申請書に記載された送付先にお送りします。

2 限度額認定証の返却

有効期限経過後の限度額認定証は、必ず**健康保険組合へご返却をお願いします。**有効期限内でも、利用の予定が無い場合はご返却ください。

紛失等の場合は、「健康保険限度額適用認定証 滅失届」に必要事項を記入のうえ提出してください。

※有効期限が令和 5 月 8 月 31 日の認定証をお持ちの方で、8 月末日迄使用予定があり、9 月 1 日以降も利用されたい場合は申請書のみ送付ください。現在、使用している限度額適用認定証は、有効期限経過後(9 月 1 日以降)、速やかに下記送付先に返却してください。

<申請・返却 送付先>
〒102-8548
東京都千代田区三番町 22
日本年金機構健康保険組合 業務課 宛て

よくあるご質問

Q1, いつ発行されるのか。

A1, 算定基礎届により標準報酬月額が決定され手続きが終わり次第、発行し、発送させていただきます。
予定としましては、8月の最終週になります。(ただし、受付件数により、遅れる場合がございます。)

Q2, 8月14日以降でも申請出来るのか。

A2, ご申請いただくことは可能でございますが、9月1日に間に合わない可能性があることをご了承ください。

Q3, 早めに送ってほしい。9月1日に絶対に間に合わせてほしい。

A3, A1でもお伝えしてますとおり、標準報酬月額が決定され手続きが終わり次第の発行になります。申請書の到着順に発行、発送の予定ですが、到着日を指定されての対応はいたしかねます。

Q4, 申請書には「旧認定証を添付してください。」との記載があるが、8月末まで使用する予定がある場合は、どのようにすれば良いか。

A4, お知らせの「2 限度額認定証の返却」にも記載していますが、現時点で申請のみでも受付可能ですが、有効期限経過後、速やかにご返却ください。

Q5, 現在、限度額適用認定証を持っておらず、令和5年9月から利用予定があるのだが、どうすれば良いか。

A5, 令和5年9月以降分の認定証をご申請いただければ、標準報酬月額が決定され手続きが終わり次第、発行させていただきます。また、令和5年8月末までの限度額認定証の発行もご希望があれば、申請書を送りいただき、受付次第、申請書に記載された送付先にお送りします。

<お問い合わせ先>

日本年金機構健康保険組合 業務課

電話:03-5216-3220(代表)

03-5216-3223(業務課直通)